平成２３年（フ）第４８０号
奈良県桜井市大字高田1454番地
債務者　百田　洋子（旧姓島村・笹野）
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４８４号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵１番地の17
債務者　上村智菜美
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４８６号
奈良市佐保台西町23番地　ダイヤモンドベイ平城山307号
債務者　上田　春代
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１３０号
鳥取県米子市河崎836番地
債務者　野坂美企子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第４２２号
愛媛県松山市客甲536番地
債務者　相原　純子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７２号
宮崎市佐土原町下那珂4518番地３　市営住宅小牧台50―10棟47号
債務者　倉永　富子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４１６号
宮崎市大工１丁目５番50号　永吉大工町ビル413号
債務者　小島　信一
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１６３号
宮崎県えびの市大字岡松1361番地
債務者　伊作　克也
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１０５号
岩手県北上市本通り４丁目３番15号　サンフローラＳＡＳＡＫＩ201、前住所秋田県鹿角市十和田毛馬内字上土ヶ久保32番地１
債務者　千葉　翔太
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１７２号
茨城県龍ケ崎市愛戸町49番地３
債務者　髙仲　　護
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
茨城県取手市戸頭９丁目６番23―203号
債務者　海老原良一
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８１号
茨城県守谷市本町3241番地の８
債務者　橋本　律子（旧姓新田）
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８２号
茨城県守谷市けやき台３丁目18番地３　幸明テラス105号
債務者　小杉　栄子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８７号
茨城県龍ケ崎市3598番地　サンハイツ201号室、前住所茨城県龍ケ崎市野原町109番地富谷住宅８号
債務者　太田　寛江
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８８号
茨城県牛久市田宮２丁目40番地６キャッスルタルイ参番館102
債務者　㐂光弘須美子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２５３号
長野市篠ノ井会367番地４　サンビレッジあい101号室、前住所長野市合戦場２丁目126番地７
債務者　百瀬エリ子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係